

令和5年5月8日以降の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から、本校の教育活動にご理解、ご支援をいただきありがとうございます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されることを受け、教育委員会から、国の方針を踏まえ学校教育活動の継続を前提とした感染症対策が示されましたので、本校においても、下記のとおり対応することといたします。

今後、一律の感染症対策は講じませんが、手洗いや咳エチケット等の基本的な対策を励行しながら、教育活動に取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。

記

1 体調不良時の対応、新型コロナウイルス感染時の出席停止、濃厚接触等の取扱いについて

(1) 発熱等体調不良がある場合

お子様ご本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられた場合は、自宅での休養をお願いします（お休みされた場合は欠席扱いとなります）。

(2) 新型コロナウイルス感染が確認された場合

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は出席停止とします。

なお、出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。感染が判明した場合には速やかに学校までご連絡ください。

- ・ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・ 出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨しています。

(3) 同居のご家族等に感染が確認された場合

同居しているご家族等の感染が確認された場合（発熱等の症状がある場合含む）でも、お子様の体調に普段と異なる症状がみられない場合や感染が確認されていない場合は登校を控えていただく必要はありません。（濃厚接触者としての特定は行われなくなっています。）

2 健康観察について

健康観察につきましては、ご家庭で普段と異なる症状がないかの確認や体温測定等を必要に応じてお願いします。

なお、登校時に提出いただいていた健康観察票の提出やスクリレでの報告は不要となりました。

3 マスク着脱の考え方について

引き続き、児童生徒等、教職員、来校者に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。

- ・ 混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等で医療機関や高齢者施設を訪問する場合等、マスクの着用が推奨されている場面や、季節性インフルエンザ等の感染症が流行している場合等において、教職員がマスクを着用したり、お子様に着用を促したりする場合がありますが、そのような場合でもマスクの着用を強要しません。また、児童生徒の間で着用の有無による差別・偏見等がないよう、適切に指導します。
- ・ 咳やくしゃみの際には、ティッシュやハンカチ、袖やひじの内側等を使って口や鼻をおさえる「咳エチケット」を行うよう指導します。

4 給食等食事をとる場面について

引き続き、前後の手洗いを徹底するとともに、給食当番はマスクを着用したり口に食べ物を入れたまま話したりしない等、食事時のマナー面としても飛沫が飛ばないように指導します。

5 感染流行時における感染症対策について

地域や学校において感染が流行している場合などには、感染のリスクが比較的高い学習活動や儀式的行事、部活動、給食等の食事をとる場面等、活動場面に応じて、以下のような措置を一時的に講じます。

- ・ 教職員がマスクを着用したり、お子様に着用を促したりする場合がありますが、そのような場合であっても着用を強いることのないよう指導します。
- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。